**茨城県シニアテニス連盟規約**

1. 総則
2. (目的)

本連盟は**シニア世代のテニス愛好者**に対して、テニスの大会やイベントの企画などを行うことによって、テニスの普及・振興を図り、もって「健康で長寿・親睦と奉仕」に寄与することを目的とする。

1. (名称)

本連盟は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「日本シニアテニス連盟」という）の組織であり、日本シニアテニス連盟北関東地区（以下「北関東地区」という）に所属し、茨城県シニアテニス連盟と称する。なお、英文表記でこれをIbaraki Senior Tennis Association ( 略称ISTA )という。

1. (事務所の所在地)

本連盟は、主たる事務所を事務局長宅に置く。

1. (規約等)

この規約で定めるほか、必要な事項は細則等で定める。

2.規約及び細則の設定、変更及び廃止は役員総会の議決を経なければならない。

1. 事業
2. (事業)

本連盟は、第1条の目的を達成するため、本連盟主催のテニス大会、他県シニアテニス連盟との交流テニス大会、輪番による北関東地区テニス大会等を役員総会で企画し実施する。

2.大会運営に関しては別途大会運営細則で定める。

1. 会員
2. (加入と資格)

　本連盟の会員は、入会当年末に満年齢・女性は50歳以上・男性は60歳以上の

テニス愛好者で、本連盟の事務局、会長経由又は個人で日本シニアテニス連盟会長に入会申請書を提出し、併せて連盟に入会金、本連盟が定める年会費を払い込みした者とする。

2.会員は本連盟及び日本シニアテニス連盟や近隣県が主催又は提供する各種オープン大会やイベントに参加することができる。また、本連盟以外に複数都道府県、地区にそれぞれ日本シニア連盟年会費を除いた額を支払うことで、副所属として入会することができる。

3.本連盟は茨城県テニス協会に団体登録することで、会員は本連盟所属として、茨城県テニス協会の大会に参加することができる。

1. (会費)

　年会費は、1,000円/人とする（本連盟の年会費500円、日本シニアテニス連盟の年会費500円を含む）。また、年度末12月31日までに満90歳を迎える会員及び90歳以上の会員については、年会費を免除する。

1. (会費の払込)

　本連盟の年会費払込は、本連盟が主催する年度最初の大会まで或いは4月30日までの何れか早い方とする。但し新規加入会員は入会申込時とする。

1. (会費の増減)

　本連盟の会費の増減は、役員総会で定める。

1. (休会及び復会)

　会員は休会を本連盟の事務局、会長を経由又は個人で日本シニアテニス連盟会長に届け出ることで任意に休会することができる。休会期間中の年会費は免除する。但し日本シニアテニス連盟からの機関誌は送付されない。

2.二年目以降も休会の場合は、毎年4月30日までに届け出なければならない。

3.休会者が復会を希望する場合は、本人が本連盟の事務局、会長を経由又は個人で日本シニアテニス連盟会長に報告することで復会できる。

1. (退会及び復会)

　会員は退会を本連盟の事務局、会長を経由又は個人で日本シニアテニス連盟会長に届け出ることで任意に退会することができる。但し本連盟は期間途中であっても年会費の払戻はしない。

2.会員が次の各項に該当する場合は、退会したものとみなす。

　・死亡したとき、又は本連盟が消滅したとき

　・無届けで3年間会費を納入せず、かつ催促にも応じなかったとき

3.退会者が復会する場合、**退会期間中の会費（退会年数x1,000円：第7条記載の年会費）を連盟復会金として遡って納入するか或いは**新規入会手続きによるものとする。

1. (大会等の参加費)

　本連盟の大会及びイベント参加費は、その都度大会案内で通知する。

1. (会員の名簿の作成、備置等)

　本連盟は、会員の名簿を作成し、会員名簿を事務局に保管備え置くものとする。事務局は知り得た個人情報を必要な目的以外に使用することは一切ないものとする。

2.会員は、住所、電話番号、連絡アドレス等届出事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

1. 役員・顧問等
2. (役員)

　本連盟に次の役員を置く。

* + 1. 会長　　　　　　1名
    2. 副会長　　　　　1名
    3. 理事長　　　　　1名
    4. 副理事長　　　　1名
    5. 事務局長　　　　1名
    6. 会計　　　　　　1名
    7. 理事　　　　　　20名以内
    8. 監事　　　　　　2名

1. (役員の選出)

・理事は本連盟の会員推薦又は互選により選出される。

・会長及び副会長は理事の互選により選出される。

・理事長及び副理事長は理事のうちから会長が指名する。

・事務局長及び会計は理事の互選により選出される。

・監事は事務局で推薦し、役員会の承認を受けることとする。

2.本連盟の役員は、原則就任時満80歳を超えてはならない。

1. (役員の職務)

会長　　　　　　　本連盟を代表し、本連盟の運営を統括する。

また北関東地区の役員を兼務する。

副会長　　　　　　会長を補佐し、会長不在時はその任務を代行する。

理事長　　　　　　理事を取りまとめ、本連盟の役員総会等の業務を統括する。

副理事長　　　　　理事長を補佐し、理事長不在時はその任務を代行する。

事務局長　　　　　本連盟の事務を統括し、名簿の管理・保管を行う。

また北関東地区の役員を兼務する。

会計　　　　　　　会計業務を行う。及び事務局長を補佐又は代行する。

理事　　　　　　　会長の指示により、本連盟の運営を分掌し会員との連絡に当た

る。

監事　　　　　　　役員の職務の執行を監査及び会計業務の調査監査をする。役員総会等へ出席し必要な意見を述べる。

1. (役員の任期)

　本連盟の役員任期は、3年又は就任後に於いて開催される3回目の役員総会の終結時のいずれか短い期間とする。但し、就任後3回目の役員総会が3年を超えて開催される場合は、その役員総会の終結時まで任期を伸長し、再選は妨げないものとする。欠員補充の役員の任期は前任者の任期とする。

1. (役員の忠実義務)

　役員は規約の定め並びに役員総会の決議を遵守し、本連盟のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

1. (顧問等)

　本連盟は、本連盟の役員経験者の中から、名誉会長及び顧問を役員総会の議決を経て置くことができる。又、顧問は役員総会に出席し意見を述べることができる。

1. 役員総会及び委員会
2. (総会)

本連盟に役員総会を置き、本連盟の最高決議機関とする。

1. (総会の招集)

役員総会は、毎事業年度内に行うこととし、会長が招集する。

1. (総会招集の手続き)

　役員総会の招集は会日7日前までに、総会の目的事項及び内容、日時場所を記載し、各役員に通知しなければならない。

1. (総会の議事)

　役員総会の議事は役員の2/3以上の出席で成立し、その議決を過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

1. (総会の議長)

　役員総会の議長は、理事長が務める、理事長不在の場合は副理事長が代行する。

1. (総会の議決事項)

　総会の議決事項は、

・年度予算及び決算に関する事項

・事業計画及び執行に関する事項

・役員の選任に関する事項

・規約その他役員総会に於いて必要と認める事項　とする。

1. (議事録)

　総会の議事録は、書面または電磁的記録をもって作成する。

2.議事録には少なくとも次の事項を記載する。

①　開催の日時、場所

②　役員の総数及び出席役員数と氏名

③　議長及び議事録作成役員の氏名

④　議事の経過及び結果

1. （行動費）

　総会の出席者に対し、行動費として交通費実費相当額を支給することとし、詳細は別途定める細則による。

1. (委員会)

　本連盟は、必要に応じて役員総会の議決を経て委員会を置くことができる。

2.委員会の種類、組織及び運営に関する事項は別途細則で定める。

1. 表彰
2. (連盟表彰)

本連盟は、次の事項に該当する会員に役員総会の承認を経て、感謝状及び贈答品(5,000円相当)をもって表彰する。

* + 1. 通算6年以上の会長およびこれに準ずる任期満了役員功労者

2.その他必要と認められた場合

1. (大会表彰)

本連盟主催の大会に於いて、大会運営委員長及び実行委員長主導により別途定める大会運営実施要領に準拠する表彰を会長名にて行うことができる。

第7章　会計

1. (事業年度)

　本連盟の事業年度は毎年、1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

1. (帳簿等の備置)

　本連盟は会計処理として、現金出納帳、預金出納帳等の会計処理に必要な帳簿を備置かなければならない。

1. (繰越金)

　本連盟の繰越金(毎事業年度収入から支出を差引いた剰余金)は、翌事業年度に繰越すものとする。

1. (損失金の処理)

　本連盟は損失金が発生した場合は、必要に応じて役員総会の議決を経て、会員から臨時徴収するものとする。

第8章　監査

1. (監査)

　本連盟は、毎年1回以上監査により、事業運営並びに会計処理状況の内部監査を受けるものとする。

1. 解散
2. (解散)

本連盟は、法に特別の定めがある場合を除き、次の事由によって解散する。

* + 1. 役員総会の決議
    2. 破産

2.本連盟が解散した時は、破産による場合を除いては、役員が清算人となる。但し役員総会に於いて会員以外のものを選任したときは、その限りでない。

　　　 3．解散に至った場合、速やかに日本シニアテニス連盟に報告し、対応を協議する。

　第37条（疑義）

本規約に定めてない事項について疑義が生じたときは、日本シニアテニス連盟の定款また会員規約および運用規約をもとに役員総会において解決するものとする。

附則

1. この規約の改廃は、役員総会に於いて行う。
2. この規約は2004年12月22日制定規約を基に、2021年5月24日改定し継続実施する。
3. 2022年6月5日一部改訂。　第14条,15条,16条の一部改訂。
4. 2024年12月一部改訂。第2条,第6条, 第7条,第10条,第11条,第36条の一部、第37条追加改訂。

細則

１．大会運営

規約第5条2項に基づき、大会運営に関する事項を定める。

　(運営管理)

本連盟の主催各大会の運営及び収支管理は、役員総会決議に基づき予算化し、円滑運営を図るものとする。

2. 本連盟の大会運営委員長は本連盟会長が務め、大会実行委員長が実行する。

(運営費)

大会の運営費は、基本的に規約第12条の大会参加費で賄う。

(大会準備)

資料作成、連絡調整物品購入等、大会準備は大会実行委員長の下に行う。

　　　　 2.大会実行委員長には、大会準備金として事務局から5,000円を支払う。

3.大会準備20時間以上従事者には、2,000円/人を支払う。

(大会当日)

大会当日受付・コート準備等、大会従事者には2,000円/人(当日大会参加者は1,000円/人)を支払う。

(大会収益金)

大会収益金(大会参加費合計から大会諸経費を差引いた額)は、大会参加費の合計額の5～10％を目標とし、本連盟の大会収益金とし収める。

(表彰)

規約第30条に記載のとおり行うことができる。

２．行動費

　　　第27条に基づき、役員総会出席者に対し、交通費としてその実費を支給する。但し、

支給は500円単位とする。

３．連絡従事運営費の補助

　　　対象会員への連絡（通信・連絡・会費徴収・送金等）従事費として、200円/年/人

（1月1日現在　前年年会費納入者対象数）の金額を支給する。但し、1000円未満は

切り上げとする（最低額1000円）。

　支給日は、原則として1月中とする。

附則

1. この細則の改廃は、役員総会に於いて行う
2. この細則は2004年12月22日制定細則を基に、2021年5月24日改定し継続実施する。